

公告第 531号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の介護保険料率を1000分の15.0から1000分の16.0に変更し、平成30年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については、平成30年4月分保険料からとする。

介護保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事 業 主	7.5／1000	8.0／1000
	被 保 険 者	7.5／1000	8.0／1000
	計	15.0／1000	16.0／1000

施 行 年 月 日 平成30年3月1日

平成30年2月20日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 博 司